

平成27年5月7日

各 位

会社名 株式会社キーエンス 代表者名 代表取締役社長 山本 晃則

(コード:6861 東証1部)

問合せ先 取締役経営情報室長 木村 圭一

(TEL. 06-6379-1111)

## 事業年度の変更及びそれに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、事業年度の変更及びそれに伴う定款の一部変更について平成27年6月12日開催予定の株主総会に諮ることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 変更の理由

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることになりましたが、当社の場合、従来の事業年度では平成28年3月21日以降の適用となります。この遅れを少なくするため平成27年6月21日から新事業年度を開始することで、税務メリットをより早く享受し企業価値の最大化が図れると考えております。

### 2. 事業年度変更の内容

	事業年度	配当基準日	
		中間配当	期末配当
現 行	3月21日から翌年3月20日	9月20日	3月20日
変更後	平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 6 月 20 日	_	6月20日
	平成27年6月21日から平成28年3月20日(※)	_	3月20日

※以降は、現行事業年度と同じ

### 3. 定款の一部変更の内容

# 現行定款

# 変 更 案

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 3 月 20 日とする。 第13条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

ただし、平成 27 年 3 月 21 日から始まる第 45 期事業年度においては平成 27 年 6 月 20 日 とする。

#### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までの1年とする。

# (事業年度)

第38条 (現行どおり)

ただし、平成 27 年 3 月 21 日から始まる第 45 期事業年度は、平成 27 年 6 月 20 日までの 3 ヶ月間とし、平成 27 年 6 月 21 日から始まる第 46 期事業年度は、平成 28 年 3 月 20 日までの 9 ヶ月間とする。

### (期末配当金)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当金)

第39条 (現行どおり)

ただし、平成27年3月21日から始まる第45期事業年度においては、平成27年6月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払う。

### (新設)

#### 附則

#### 第1条

第 40 条 (中間配当金) の規定にかかわらず、 第 45 期事業年度と第 46 期事業年度について は中間配当を行わない。

## 第2条

第 13 条ただし書きおよび第 39 条ただし書きは、第 45 期事業年度の終了後、これを削除する。

#### 第3条

第 38 条ただし書きは、第 46 期事業年度の 終了後、これを削除する。

### 第4条

前3条および本条は、第46期事業年度の終了後、これを削除する。